

函館大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

函館大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、函館大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、函館大学学則第1条に規定され、学園全体の建学の精神は、寄附行為第3条に規定されている。この二つの規定を踏まえて、具体的な教育目的（育成すべき人間像）は、地域の経済活動を担うことのできる幅広い職業人の育成に置くとうたわれ、学長の式辞や学生便覧ほか、各種媒体を通じて、直接・間接に、学内外に周知されている。教育目的については、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも反映され、その実現に向けて、近年、体験的学修を重視するアクティブラーニングを取入れその成果は徐々に学生の中に顕著になりつつある。これらの教育実践は、学校教育法との関係から見ても適切性及び有効性が担保されており、教育の目的が教育研究組織の中に整合的な形で反映されていると評することができる。

「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れ方針を示すアドミッションポリシーは、多様な情報媒体によって広く関係者への周知が図られている。学生受入れ数は減少傾向にあるが、その流れを食い止めるために教育そのものの質的向上に努力している。地域企業の活動を体験的に学修する方法はその一例であるが、この学修方法は教育目的を教育課程に反映させる試みと見ることができる。また、出席率の低い学生については、学内グループウェアによる情報の共有により教職員一体となって学修支援に取組み、単位認定や成績評価も厳格に運用されている。就職指導については、「キャリア開発課」を中心に1年次から実践的な指導が行われ、その結果、就職率は高い水準に維持されている。経済的支援としての奨学金制度も充実し、教員の配置や教育環境の整備についても適切に行われている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律は寄附行為に基づき維持されており、「学校法人野又学園公益通報者保護規程」を定めて誠実性を示している。大学運営に関する学内諸規定も関連法令を遵守し、環境保全等への配慮、教育・財務情報の公開も法令に基づいてなされている。理事や評議員、学長の選考に関する規定、理事会、評議員会の審議事項も寄附行為及び施行細則に従っている。大学の意思決定の仕組みについては、教授会決定は学長の承認を経て成立するとされ、学長のリーダーシップは担保されている。また、学長を補佐する「経営部会」や教授会と理事会の橋渡しの「運営協議会」も設けられ、迅速に対処していく体制が作られている。事務組織各部門の職務も明確に分担されており、部門間のコミュニケーションによる意思決定も円滑であり、SD(Staff Development)会議を毎月1回実施し、職員の育成に努

めている。当面の財務基盤は安定しており、会計処理も適切に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、「学校法人野又学園自己点検評価実施規程」を制定し、理事長を中心に法人として統一的に進める体制が敷かれ、法人内の各学校には自己点検評価委員会を設けて適切な体制を築いている。この体制のもと、大学においては「行動計画」や「役割分担表」を定め、実施状況の確認のためには「業務執行状況総括表」を作成するなど、全体の流れを適切に管理しつつ、自主的・自律的な自己点検・評価がなされている。

「自己点検評価報告書」については、評価を受ける年度とその中間年度においても作成しており、通常 4 年に 1 度、作成する慣行となっており、全教職員に配付し学内での情報共有に配慮しつつ、学外的には過去のものも合わせてホームページに公表されている。エビデンスの収集・分析という IR(Institutional Research)機能を組織的な構築に向けて検討し、自己点検・評価の誠実性は確保されている。

総じて、大学の教学部門における諸問題、すなわち、教育の使命・目的の明確化、その教育課程への反映と実践、在学生に対する学修支援・経済支援及び就職指導等は、教職員の連帯・協調関係を築きながら懇切丁寧に実施されている。現状では入学生受入れ数減少という課題を抱えているが、教育本来の質的向上を目指すという現在の基本的方向を維持しながら、今後とも課題克服のための努力を継続されたい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、函館大学学則第 1 条に、「商業および経済に関する高度の学芸を教育研究し、北海道開発および産業の興隆並びに文化の発展に役立つ専門的職業教育を施すことを目的とし、知・情・意の高度にして円満なる人格の持主としての職業人を養成することを使命とする」と規定され、その意味・内容の核心は、学問と徳性の不離一体の関係を重視する点に置かれている。特に、「知・情・意の高度にして円満なる人格の持主」を

具体的に理解するためには、昭和 13(1938)年の学校法人創設以来の学園訓、すなわち、「報恩感謝・常識涵養・実践躬行」の 3 か条に立戻る必要があるとされ、大学の使命・目的とその母体である法人の学園訓とは表裏一体の関係に位置付けられている。より具体的・実践的な教育目的は、学生の到達目標ないしは学生に目的意識を持たせることを意図して、簡潔に「教育目標（育成すべき人間像）」として学生便覧に記載されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の個性・特色については、地域の経済活動を担う幅広い職業人の育成のために、地域の基幹産業となっている食と観光を教育の題材に取り入れ、体験的学修を軸とした商学を重視するところにある。この点については、学生便覧に「本学は、主として幅広い職業人養成、社会貢献（地域貢献、高大連携、産学官連携等）に機能を置いており、このことを個性の中心」にすると記述して学生への周知を図っている。大学の使命・目的及び教育目的は、学校教育法ほか関連法令の規定に鑑みて適切である。これを基盤として、更に時代の変化に対応した教育方法を実践し、かつその成果は徐々に学生の間を表れつつある。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は学内所定の手続きを経て学則に定められており、役員及び教職員の理解と支持を得ている。学生向けには、学生便覧に記載されており、学内外に対しては「学報」のほか、大学案内や広報誌、ホームページ等によって周知に努めている。教育目的等は、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに反映するように工夫しており、特にアドミッションポリシーは、三つのコースごとに詳しく記述するとともに、中長期的な計画にも反映させている。使命・目的と教育研究組織の関係については、平成 21(2009)年度までは「専攻塾」という制度に目的が反映するように組立てられ、

平成 21(2009)年度以降は、「商学実習 I・II」という科目を通じて目的の実現に取り組んでいる。幅広い職業人育成や人間性、専門性の修得を定めた使命・目的は整合的な形で教育研究組織に反映されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、三つのコース別に定められておりホームページだけでなく、大学案内・入試要項などの情報伝達媒体や進学説明会を通じて高校生、高校教員及び保護者に周知するように配慮されている。多くの入試で面接が行われ、アドミッションポリシーの確認が行われている。オープンキャンパスでは、少人数の面接を通して高校生にアドミッションポリシーの理解・確認をしている。

学生受入れ数は、減少傾向であるが、教育の質向上により志願者を取戻す努力を継続している。

【改善を要する点】

○商学部商学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

商学を対象とする専門教育と研究を通じて職業人を養成することに教育目的が規定され、この目的の達成を志向したカリキュラムポリシーが明確に定められている。単位の実質化のため、履修登録単位数の上限が適切に設定されている。さらに、教務委員会の中に

FD(Faculty Development)委員会が設けられ、計画的にFD活動が実施されている。

カリキュラムについては、カリキュラムポリシーに沿った形で体系的に編成されている。初年次から、地域企業の活動を体験的に学修するアクティブラーニングを通じて、学生が主体的に問題解決能力を高めていく「商学実習Ⅰ・Ⅱ」が必修となっている。商学実習で身につけた分析力は専門ゼミナールでの理論研究と融合し、集大成となる卒業論文の作成でその成果が得られる有機的なカリキュラムが構築されている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

新入生の支援体制については、履修登録時のウェブ登録の支援、履修の指導やチェック、登録の確定と一連の履修登録手続きなどが教職員の連携のもと行われている。出席率の低い学生の指導については、学内グループウェアによる情報の共有により教員・職員一体となって迅速な助言や指導が行われている。「商学実習Ⅰ・Ⅱ」や「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」では、実習先の情報収集が不可欠であるが、学生個人では限界があるため、実習先の企業情報・企業選定指導などの支援を行っている。オフィスアワーについては、掲示板を通じて学生に伝えられ、学生からの質問には専任教員に加え、兼任教員も対応している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定の基準が明確に定められ、かつ厳格に運用されている。GPA(Grade Point Average)により成績や単位修得の状況を可視化し、学年末に過少単位修得学生の保護者には文書を送付、学修の達成度を伝える等、成績管理を厳格に行う姿勢が見られる。学則に定める科目の履修を通して知識・態度・技能を修得し、卒業論文の作成によって学士が授与されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職指導・助言については、「キャリア開発課」を中心に教職員が全学的に学生のキャリアサポートや就職支援活動を行っている。1年次から「キャリア・プランニング」が必修科目となっており、早期キャリア教育による実践的な指導が行われている。3年次からインターンシップ、キャリア意識向上のためにSPI適性検査や企業訪問といった支援活動に教職員が積極的に関与して学生のニーズに見合った就職活動の支援を行っている。全学的な就職サポート体制への取組みが、システムティックに整備され運用されており、一連のキャリア教育の結果、就職率が高い水準に維持されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学修状況の把握・評価のために、授業評価アンケートや学生生活満足度調査が定期的実施されている。授業評価アンケートの結果はFD委員会で分析され、各教員及び教授会にフィードバックされている。学生生活満足度調査は、幹部教職員で構成する「経営部会」で平成23(2011)年度より全学年で毎年実施されており、結果は教授会に報告されている。

1、2年次の必修科目「商学実習Ⅰ・Ⅱ」では、地元の企業や地域に関するテーマを取上げ、小グループで調査・分析を通して解決策が検討されている。その結果はプレゼンテーション大会で発表され、アクティブに実践的な問題解決をするという点に教育の特色や工夫が見られる。また、職業人の養成という教育目的から資格取得が奨励されており、資格取得の状況は学生カードにより入学時から卒業まで定期的に把握されている。

【優れた点】

○建学の精神や教育目的の達成の一環として、商学実習や卒業論文で、学生が主体的に実践的課題に取り組み、データの収集分析、発表するアクティブラーニングがなされている点は評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

経済的支援として奨学金が充実しており、日本学生支援機構以外にも複数の奨学金が提供され全学生の約8割が受取っている。また、学生宿舎が整備されており、一般よりも安い価格でアパートの提供もなされている。

人間関係や学修面で心理的な問題を抱える学生には、臨床心理士を配置した「ピア・プレイス」が設けられており、日常的な対応に加えて臨床心理士による新入生の個別面談も行われている。「チーム支援会議」では、問題を抱える学生の情報交換や対応策の検討がなされており、特に配慮が必要な学生については教職員全員での情報共有が図られている。

「学友会運営協議会」「経営部会」により、学生の意見・要望をくみ上げ、速やかに対応する体制がとられており、検討の結果は学生にフィードバックされている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の年齢構成に偏りがみられるが、大学設置基準上必要とされる教員数は確保されている。

教員の任用・昇格は、「函館大学教員の任用および昇格選考基準」に基づき行われている。採用は公募制がとられ、研究業績等とともに教育目標を達成できる人材ということにも留意され、学会や実務界から広く採用されている。教員の資質・能力向上については、教務委員会内のFD委員会で、年間計画が立てられ実施されている。

教養教育は、教務委員会において専門教育と合わせて検討する体制がとられている。

【参考意見】

○年齢の高い専任教員が多く、全体の年齢構成に偏りがみられるので、是正が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、運動・情報施設及び学生が利用する施設は、大学設置基準を上回る面積を有しており、充実した学修環境が整備されている。附属図書館は、社会科学系専門書や一般書を揃え、学生・教職員だけでなく一般社会人の利用も多く地域社会のニーズにも応えている。また、平成 25(2013)年度よりサテライトオフィス「ココ・カフェ」が開設され、フィールドワークの拠点や、学生と地域社会との教育連携の接点として活用されている。

全体的に少人数教育が行われており、ゼミや実習系の授業でも受講者数が限定され教育成果を上げるよう適切に運営されている。

【参考意見】

○学生参加の避難訓練が行なわれておらず、また避難経路図もないので、防災体制の整備が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、教育基本法等の関連法令に依拠した学校教育を行うことをうたった法人の目的を法人内に徹底することで経営の規律を維持し、法令遵守に努めている。また、「公益通報者保護規程」を制定することで誠実性を維持している。法人に運営協議会及び「所属長会議」、大学に「経営部会」を置き、使命・目的の実現に向けて継続的な取組みがなされている。

寄附行為及び学則などの諸規定は、関連法令などに基づいて定められており、運営は適切である。

環境保全、人権及び安全への配慮については、バリアフリーや耐震工事等を実施しているほか、ハラスメント防止の体制も整備されており、対応がなされている。

教育情報・財務情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されて

いる 9 項目がホームページ上に公開されている。

【参考意見】

○危機管理に関しては、規定及びマニュアルを早急に策定し、緊急時の連絡体制を含めた組織的な体制を整えることが望まれる。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、「理事会は、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監視する」と規定し、理事長を補佐する常務理事の配置等、使命・目的の達成に向けて適切な意思決定ができる体制が整備されている。また、理事や学長の選考に関する規定も整備されている。

理事会は寄附行為に定められた通りに開催されており、理事・監事の出席状況も良好である。また、日常的な業務運営の機動性を確保するため、運営協議会や「所属長会議」を設置し理事会機能を補完する体制が整えられている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

教学に関する意思決定機関である教授会とその下部組織となる各種委員会で学内の意見を取りまとめている。教授会の決定は学長の承認を経て学則に定められており、学長のリーダーシップは担保されている。

学長のもとには、「経営部会」を設け、全学的な教学上の問題に迅速に対処していく体制が整備されている。また、学長は理事でもあり、大学と法人のつなぎ手となるとともに、常務理事が副学長を兼務しており、学長のリーダーシップが発揮しやすい体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長と学長の活発なコミュニケーションによって、法人と大学の連携が円滑に行われているほか、大学の重要事項に関する協議機関として、「函館大学運営協議会」を設け、各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化がなされている。

監事は、寄附行為に基づき選任され、法人の業務執行及び財産状況について適切な監査を行っている。

評議員会は、各種規定に基づき開催されており、法人及び大学の運営に係る相互チェックによるガバナンスの役割を果たしている。

理事長及び学長は、日常的に教職員との意思疎通を図っており、また、「函館大学運営協議会」において大学から理事長に案件の事前相談を行うなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がなされている。

【参考意見】

○大学の中期経営計画が評議員会の議案に諮問されずに理事会で承認されているので、理事会と評議員会との関係性を含めて、ガバナンスの機能性をより一層確保することが望まれる。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

教学及び事務局の管理体制は、いずれも学則などの学内規定に基づいて適切に構築されている。事務組織は、規定により各職位の権限や部門の職務内容が明示されている。事務職員の採用、異動、人事評価に関する規定も整備されている。

教授会や各種委員会の審議機関の役割等は、学則や諸規則に規定されており、事務局も学則や事務管理規則に従い運営され、両者が連携して活動する体制がとられている。

職員の資質・能力向上については、ここ数年は外部研修への参加を見送っているものの、事務職員全体を対象としたSD会議を毎月1回実施しており、積極的に職員の育成に努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

法人全体の財務状況を見ると、当面の資金繰りは全く問題がなく、大学についても定員充足率は低いものの、当面の財務基盤は安定している。

平成 20(2008)年に策定された「函館大学再建計画」に従い大学財務の再建途上であり、経費削減目標を確実に実行している。また、再建計画により一層の財務のスリム化や教育の特色を打出すことによる定員充足率の向上が計画されている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

経営・管理と財務については、法人の予算編成方針に基づき大学の予算編成が行われ、予算執行については経理規定に基づき処理され、公認会計士の間接監査が行われている。決算も外部、内部の監査を受け、理事会承認後、評議員会に報告するプロセスを経て決定されている。

監査は、関係諸法規にのっとり公認会計士及び法人監事より、必要な報告書や資料を対象に適切なプロセスで行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

理事長を委員長とした法人の「野又学園教育向上推進委員会」が設置され、「学校法人野又学園自己点検評価実施規程」に基づき、自己点検・評価を法人として統一して進める体制がとられている。各設置校には自己点検評価委員会が設けられており、法人全体として適切な自己点検・評価の体制になっている。

法人全体として、学校ごとに「行動計画」や「役割分担表」を定めて実行し、また実施状況を確認するために「業務執行状況総括表」が作成され全体の流れが管理されており、自主的・自律的な自己点検・評価の体制が整っている。

「自己点検評価報告書」は、認証評価を受ける年度とその中間年度の通常4年に1度作成している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスの収集・分析という IR 機能について組織的な構築に向けて検討している。また、エビデンスに基づく客観的な自己点検・評価の実地に努めており、自己点検の誠実性は確保されている。

「自己点検評価報告書」を全教職員に配付して学内共有が進められており、ホームページには過去のものも併せて公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各種委員会の「事業計画」、大学の「行動計画」、組織・役職ごとの役割を明確にする「役割分担表」等 PDCA の P（計画）D（実施）は学長のリーダーシップにより実行されている。また PDCA の C（検証）である「業務執行状況総括表」を活用して検証も行っている。今後は PDCA の A（改善）を含めて、それぞれの活動が相互にどのように関連しているか

整理し、検討されることを期待する。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献

A-1 地域から必要とされる大学づくり

- A-1-① 地域貢献の理念が明確であるか
- A-1-② 卒業生が地域において貢献しているか
- A-1-③ 地域の他の教育機関との連携がとれているか
- A-1-④ 地域課題に取り組んでいるか

【概評】

「幅広い職業人育成」「地域の生涯学習機会の拠点」「社会貢献機能」の教育理念のもと、地域への貢献活動や地域に密着した教育が積極的に展開されている。

その成果として、地元に残る卒業生が多く、企業等の産業界だけでなく行政の分野にも多くの卒業生を輩出している。

地域の教育連携を積極的に進めるとともに、地元では小規模な大学でありながらリーダー的役割を果たしている。「函館私学振興協議会」では、学長が会長を務め函館市と教育研究面での支援関係を築き推進している。また、「キャンパス・コンソーシアム函館」では、他の国公立大学等 8 校と単位互換や公開講座などを行っている。

1・2 年次必修の「商学実習 I・II」の授業では、多くの学生が地元の課題である街づくり・水産・観光を研究テーマとして取上げている。学生は、小グループを形成し、現地調査を実施して分析してプレゼンテーションすることで、初年次より地域の問題に関わり、それに主体的に取り組むことで、地域社会に貢献する人材育成へとつながっている。また、「函館大学地域総合研究所」では、観光などだけでなく、高齢者ケアなど地域の問題をテーマとした調査研究が進められている。